



NOSAI おおいた 広報紙 [さすり]

Vol.19

2018年

70周年特別号

備えの種をまこう。

農業共済制度施行70周年

目次

新年のごあいさつ	2
農業共済70年の歩み	3～5
農業共済制度の見直しについて	6～7
農業経営収入保険制度の導入について	8～9
寄稿「農業経営収入保険の実施等について」小林重人	10～11
70周年記念活動感謝米体験の報告	12～13
書写全国コンクール大分県大会審査結果	14～15

農業者の経営展開に即した セーフティネットの提供へ



組合長理事
阿部 順治

明けましておめでとうございます。

組合員の皆様におかれましては、つつがなく新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

また、旧年中は農業共済事業に對しまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、日本各地で災害が発生する多難の年でした。本県におきましても、5月には、豊後大野市朝地町の綿田地区で、地滑りによる水稻の移植不能が発生し、7月5日の九州北部豪雨では、日田市を中心に被害が拡大しました。また、相次ぐ台風の襲来により、特に9月の台風18号では、臼杵市、津久見市、佐伯市を中心に大雨により水田が冠水、水稻、園芸施設、果樹などが多大な被害に見舞われ、農家経

営に大きな打撃を与えました。このような

中、NOSA Iおいたは、災害に見舞われた農家の方へ一刻も早く共済金を支払うため、組合総力を挙げて損害評価に取り組んで参りました。あらためて被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

農業共済制度をめぐる動きに目を向けますと、昨年の12月には制度発足70周年を迎えました。これもひとえに組合員、行政、関係農業団体の皆様のお陰であり、あらためまして感謝申し上げます。

これまで幾多の制度改正がありました。が、昨年6月には改正農業災害補償法が成立し、施行を本年4月に控えております。これにより「農業災害補償法」は「農業保険法」へと名を変え、既存の農業共済制度に加え、品目の枠にとらわれず、自然災害

による収量減少だけでなく価格低下などを

含めた収入減少を補填する「農業経営収入保険事業」が新たに創設されます。

今後、この収入保険制度及び農業共済制度が国の農業災害に對する基幹的セーフティネットとして、地域農業の発展に寄与していくものと確信しております。農家の皆様に広く制度周知を図り、大きく変動する農業・農村の構造・農業者の経営展開に對応した加入推進を行い、農家経営の安定に資するよう、役職員一同邁進する所存です。

最後になりましたが、新しい年が組合員の皆様にとりまして健康で希望に満ちたすばらしい一年となりますよう心より祈念いたしまして新年の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年

本年もよろしく
お願い申し上げます

- | | |
|--------|-------|
| 組合長理事 | 阿部 順治 |
| 副組合長理事 | 大塚 惟敬 |
| 理事 | 平岡 寛二 |
| 理事 | 甲斐 善馬 |
| 理事 | 岩本 龍年 |
| 理事 | 高瀬 義徳 |
| 理事 | 森 宗一 |
| 理事 | 佐藤 勇夫 |
| 理事 | 柳井 正二 |
| 理事 | 山田 定男 |
| 理事 | 秦 忠士 |
| 理事 | 長野 幸生 |
| 理事 | 三上 忠治 |
| 理事 | 上野 勝美 |
| 理事 | 宮川 竹則 |
| 理事 | 江藤 正隆 |
| 代表監事 | 佐藤 茂 |
| 監事 | 小野 範義 |
| 監事 | 宇都宮 巧 |
| 職員一同 | |

農業共済70年の歩み

NOSAIのシンボル



(昭和62年12月10日制定)

NOSAIの理念

農業は 緑 土 水 を守り

豊かな食料を供給する産業です

わたくしたち農業共済は

みずからの知と技を磨き

信頼の絆によって損害の防止と補てんに努め

日本農業の発展と

うるおいのある社会づくりに貢献します

(昭和62年12月10日制定)

現在のNOSAIのシンボルは、農家の皆さんの応募を基に誕生しました。4つの楕円は「農作物の種子」、農業を支える「緑・土・水・人」、豊かな実りをもたらす「四季」を表しています。

NOSAIの理念は、社会的使命、貢献領域、独自の役割、行動規範という4つの視点からこれからのNOSAIを考え、NOSAIのあるべき姿を明確にした「指針」です。そして、連合会や単位組合の「経営理念」や「行動目標」を策定する際のベースでもあります。

農業災害補償制度の

はじまり

農業災害補償制度は戦前の家畜保険（昭和4年制定）と農業保険（昭和13年制定）とを統合し、昭和22年制定の農業災害補償法の下に、農地改革によって創出された自作農民の経営を支えるための主要な災害対策としてスタートした制度です。その目的は、「農業者が不慮な事故に困って受けることのある損失を補填して農業経営の安定を図り、農業生産力の発展に資する（農業災害補償法第一条）」ことであり、制度発足以来、我が国の農業災害対策の基幹として、その役割を果たしてきました。

幾多の制度改正を経て

これまで農業共済制度は、その時代の農業事情の変化に応じた変遷を繰り返してきました。同法が施行された当初の対象作物は農作物（米・麦）、蚕繭、家畜。昭和48年には果樹共済事業、昭和54年には畑作物共済および園芸施設共済事業が本格実施されました。

設立と合併の歴史

農業災害補償法が施行されたことにより、農業共済組合は1市町村に1組合を原則として設置されることになり、大分県では旧町村ごとに設立されるなど昭和23年には187の組合が設立され、昭和30年までに計224もの組合が誕生しました。

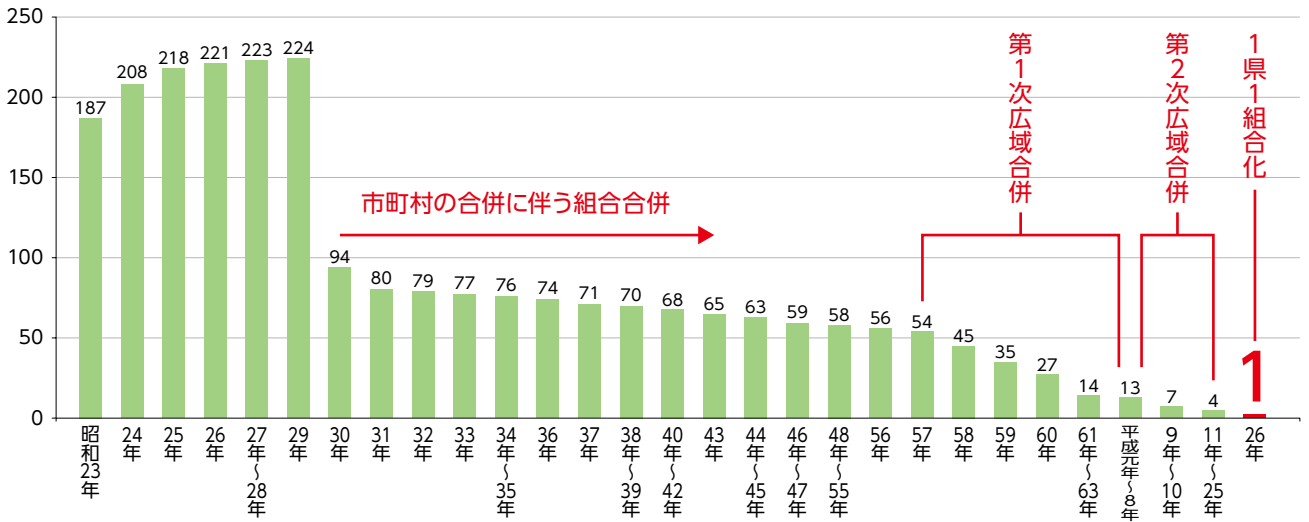
昭和30年以降は昭和28年に施行された町村合併促進法に平行するかたちで組合合併が進み、昭和30年の農水省による通達を期に、同年には177の組合が合併し、45組合を設立、組合総数は94になり、昭和48年には58となりました。

一方、昭和32年の法改正により、市町村へ共済事業を移譲し、市町村営で実施できるようにになると、昭和33年から昭和49年までに53の組合が市町村移譲を行い公営となりました。

広域合併

農業共済組合等の広域合併は経営難による市町村移譲とほぼ平行してその必要性が論議され、大分県においては昭和55年に大分県農業共済組合等組織整備推進方針を決定しました。その方針により昭和57年2月

年度別組合等数の推移



認可書交付式 (平成26年3月25日)



合併予備契約調印式 (平成25年11月25日)

の宇佐地区農業共済組合の設立からはじまった広域合併は平成元年4月の玖珠郡農業共済組合の設立まで続き、未合併の大分市を含めて県下13組合等となりました(第1次広域合併)。

第1次広域合併が完了した翌年の平成2年には、農水省より地域再編整備の推進についての通達及び指導がなされ、平成8年には県下を4組合とする案が決定、同年に「大分県農業共済組合等地域再編整備推進委員会」を設置し、平成11年度末までの完了の方針を確認しました。

平成8年10月に大分県北部地域に再編整備推進委員会が設立され、11年には大分県南部地域、平成9年1月には大分県東部地域と続きました。中西部地域では、玖珠郡の合併が平成元年ということもあり、合併に向けての調査研究を行う再編整備委員会を平成9年1月に設立しました。

平成9年12月には県下初の郡域を越えた広域組合「NOSAI東部」が誕生し、平成10年3月には「NOSAI南部」「NOSAI北部」が発足、平成11年4月の「NOSAI中西部」の発足をもって第2次広域合併は終了し、県下4組合になりました。

1県1組合へ

厳しい国の財政事情は、農業共済事業運営にも大きな影をおとし、将来に亘って安定した事業運営を行うためにも、事務の簡素化・効率化は急務でした。

1県1組合化への契機は、平成11年の農業災害補償法一部改正に、地域の意向に応じた「2段階制」の実施が盛り込まれ、平成22年11月の1県1組合化の取組の推進についての農水省通知以降、議論が本格化しました。

平成23年8月には大分県農業共済特定組合推進協議会が発足し協議を重ね、平成25年8月までに計7回開催されました。

平成25年11月には合併予備契約調印式を行い、12月の4組合臨時総代会では満場一致で議決承認され、3月の県知事認可を受けて、平成26年度から「NOSAIおおい」として再スタートしました。

農業災害補償制度の沿革

※一部抜粋

昭和(年)	事 項
4	家畜保険法 (昭和22年廃止)
13	農業保険法 (昭和22年廃止)
22	農業災害補償法の制定 ・対象作物…農作物(米・麦)、蚕繭、家畜
27	農業共済基金法の制定 ・災害による不足金問題の解消
32	農作物共済を中心とする改正 ・一筆反建制を廃し一筆収量建制とし、単位当たり共済金額の種類は、米・麦価の7割を標準として定める ・一定規模以下の耕作者は任意加入とする当然加入の緩和 ・事業実施主体として市町村営の道を開く
38	農作物共済を中心とする改正 ・料率の設定方式を県単位から組合等単位の設定に改定 ・掛金国庫負担方式の変更 → 超過累進制へ ・当然加入基準の緩和
41	家畜共済の改正 ・農家単位の包括引受方式の採用 ・牛、馬の共済掛金国庫負担の改善 ・損害防止事業の強化
42	果樹保険臨時措置法の制定 ・果樹保険試験開始
46	農作物共済等の改正 ・半相殺農家単位方式の選択的導入(水稻) ・新規開田地の引受除外 ・蚕繭共済の補償の拡充 ・家畜共済の掛金国庫負担の改善
47	果樹共済の本格実施のための改正 ・昭和48年度から本格実施(対象果樹) …うんしゅうみかん、なつみかん、りんご、ぶどう、なし、ももの6果樹
48	畑作物共済及び園芸施設共済に関する臨時措置法の制定 ・昭和49～53年度まで5年間の試験実施
51	農作物共済等の改正 ・【水 稲】指定地域での全相殺農家単位方式の導入 ・【 麦 】農家単位引受方式(半相殺、全相殺)の導入 ・【果 樹】特定の共済事故による損害のみを対象とする特定危険方式の導入 ・【家 畜】肉豚を共済目的に追加
53	畑作物共済及び園芸施設共済の本格実施のための改正 ・本格実施は昭和54年度から
55	果樹共済を中心とする改正 ・半相殺農家単位方式の導入 ・災害収入共済方式の導入(試験実施)
60	農作物共済等の改正 ・危険段階別の共済掛金率の設定方式の導入(無事故割引廃止) ・共済掛金の国庫負担方式の合理化 ・【果 樹】特定危険方式の補償水準の上限引上げ、及び対象事故の範囲拡大 ・【家 畜】肉牛の子牛及び胎児を共済目的に追加

平成(年)	事 項
5	農作物共済等の改正 ・法人格を有しない生産組織単位での共済加入の導入 ・【 麦 】類区分の導入 ・【大 豆】全相殺方式の導入 ・【果 樹】災害収入共済方式の本格実施、及び対象品目の追加 ・【園芸施設】雨よけ施設等の追加
11	農作物共済等の改正 ・農業共済事業の2段階制の導入(組合-国) ・【水 稲】個人単位の全相殺方式の加入要件の緩和(省令) ・【 麦 】災害収入共済方式の試験的導入 ・【果 樹】対象果樹の追加 ・【家 畜】肉豚共済の引受方式の改善及び年間一括引受方式の試験的導入
15	農作物共済等の改正 ・畑作物・果樹共済の全相殺方式及び災害収入共済方式の地域指定制の廃止 ・農作物共済の引受方式及び支払開始損害割合(補填割合)の農家選択の拡大 ・【水 稲】減収及び品質の低下を補償する方式の導入(政令) ・【大 豆】一筆単位方式の導入 ・【家 畜】乳牛の子牛及び胎児の共済目的への追加、肉牛の胎児価格の算定方法の改善 ・【園芸施設】特定園芸施設の撤去費用の補償方式の導入(省令)、多目的ネットハウスの共済対象への追加(省令)
22	農作物共済及び家畜共済の改正(省令) ・農作物共済の引受方式及び支払開始損害割合(補填割合)の農家選択を類区分ごとに行えるよう改善 ・【家 畜】乳牛の雌等(子牛等選択)及び肉用牛等(子牛等選択)の包括共済関係における乳牛の子牛等の定義変更
27	園芸施設共済及び果樹共済の改正 ・【園芸施設】耐用年数及び時価現存率の見直し、特定園芸施設及び附帯施設に係る園芸施設復旧費用の補償の導入、特定園芸施設撤去費用の対象施設区分の拡充(省令等)
29	農業災害補償法の一部改正が国会で成立(平成30年4月施行) ・「農業保険法」に改称 ・農業経営収入保険事業の創設 ・農業共済事業の見直し

農業共済制度が

変わります

農業災害補償法

農業保険法



（経緯）

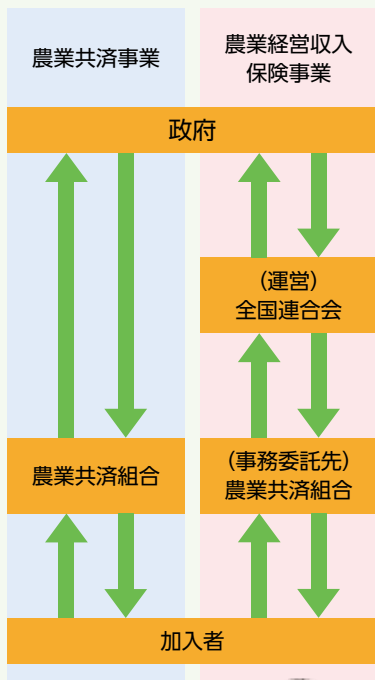
平成29年6月に「農業災害補償法の一部を改正する法律」が成立し、**農業経営収入保険事業の創設**および**現行の農業共済制度が見直されます**。
「農業保険法」の施行日は平成30年4月1日です。

（改正法の要旨）

1. 法律名を「農業災害補償法」から「農業保険法」に改める
2. 農業経営収入保険事業の創設
3. 農業共済事業の見直し（実施時期は表1を参照）
4. 全国農業共済組合連合会（全国連合会）の設立

※農業経営収入保険事業の運営は全国連合会が行い、農業共済組合は委託先として事務を行います。

農業保険法の事業運営体制



農業共済制度見直しの概要

農作物共済 (水稲、麦)

当然加入制を廃止し

任意加入制に移行

現在、水稲および麦では、25アール以上の耕作者は、経営判断によらず共済加入が義務づけられています（当然加入）が、平成31年産からは、この当然加入制が廃止され任意加入制となります。

農作物共済 (水稲、麦)

畑作物共済 (大豆)

一筆方式の廃止

一筆方式については、評価員の確保および事務労力の軽減を目的として、最長で平成33年産までに廃止となります。

ただし、大災害等の場合は1年または2年延長する場合があります。

農作物共済 (水稲、麦)

一筆半損特例の新設（選択加入）

一筆方式の廃止に伴い、加入者が円滑に

他の加入方式へ移行できるよう、農作物共済に「一筆半損特例（選択加入）」が新設されます。

この特例は、農作物共済の品質方式、半相殺方式、全相殺方式、災害収入共済方式、後述の地域インデックス方式に付加でき、収穫量の減少が50%以上のほ場について実測等を要せずに50%減収として共済金を支払う仕組みです。

農作物共済 (水稲、麦)

畑作物共済 (大豆)

果樹共済

地域インデックス方式の新設

統計データを用いて共済金を支払う「地域インデックス方式」が創設されます。

果樹共済

樹園地単位方式および

特定危険方式の廃止

園地・類ごとに被害園地の収穫量を把握する「樹園地単位方式」と、特定の自然災害による損害のみを補償対象とする「特定危険方式」は最長で平成33年産までに廃止されます。

見直し後の引受方式 (大分県)

	農作物共済	畑作物共済	果樹共済
品質方式	○ (水稲共済のみ)	×	×
半相殺方式	○	○ ○	○ ○
全相殺方式	○		
災害収入共済方式	○ (麦共済のみ)	×	○
地域インデックス方式	新設	新設	新設
一筆方式、樹園地方式	最長で平成33年産までに廃止 (なお、大災害等の場合は1年または2年延長)	最長で平成33年産までに廃止 (なお、大災害等の場合は1年または2年延長)	最長で平成33年産までに廃止 (なお、大災害等の場合は1年または2年延長)
特定危険方式 (半相殺、樹園地)	—	—	最長で平成33年産までに廃止

(注) 農作物共済の品質方式、半相殺方式、全相殺方式、災害収入共済方式および新設の地域インデックス方式には、加入者の選択により一筆半損特例を付加できる。

見直し後の実施スケジュール (表1)

対象事業	見直される主な内容	実施時期
農作物共済	当然加入制を廃止し任意加入制に移行	平成31年産から廃止
農作物共済	一筆方式の廃止	最長で平成33年産までに廃止
農作物共済	一筆半損特例の新設	
農作物共済 畑作物共済	地域インデックス方式の新設	平成31年産から開始
果樹共済	樹園地単位方式および特定危険方式の廃止	最長で平成33年産までに廃止
園芸施設共済	短期加入の廃止	平成31年1月1日以降の責任期間開始から適用
家畜共済	死傷事故と病傷事故の分離 補償金額を事故発生時の資産価値で評価	平成31年1月1日以降の責任期間開始から適用
	待期間の取り扱いの変更	
	牛白血病の取り扱いの変更	平成32年1月1日以降の責任期間開始から適用
	家畜の事故低減対策	

家畜の導入後2週間(待期間)以内の事故(原則、共済金を請求できない)について、共済加入者間で取引された家畜について

待期間の取り扱いの変更

肥育牛等の死傷事故は、共済掛金期間(1年間)の開始時の資産価値を用いて補償していましたが、日々価値が増加する個体は、事故発生時の資産価値で共済金が支払われるようになります。

補償金額を事故発生時の価値で評価

現在、家畜共済では、死傷共済と病傷共済のセットでの加入となっていますが、これらが分離され、どちらか一方のみの補償や、別々の補償割合を選択して加入できるようになります。

死傷事故と病傷事故の分離

家畜共済
(平成31年1月1日以降に補償が始まるものから適用)

近年、被覆していない期間においても水害、雪害等により園芸施設が損害を受けるケースが発生していることから、被覆期間だけの短期加入は廃止されます。

短期加入の廃止

園芸施設共済
(平成31年1月1日以降に補償が始まるものから適用)

牛白血病の取り扱いの変更

は、待期間を設けず、共済金を請求できるようになります。

家畜の事故低減対策

(平成32年1月から実施)

家畜共済のうち病傷事故の補償(診療費の補てん)については、現在、初診料のみ加入者負担で、診療費については一定の支払い限度額までは共済金で全額補てんできるようにしています。このことから、事故低減に向けた取り組みを促すため、平成32年1月から、初診料を含めた診療費全体に対し一定の自己負担が設けられ、自己負担割合は診療費の1割となります。

農業共済制度の見直しについては、詳細が決定的次第、組合員の皆さまへお知らせします。



収入保険制度が導入されます



平成30年秋
から加入申請が
スタート!

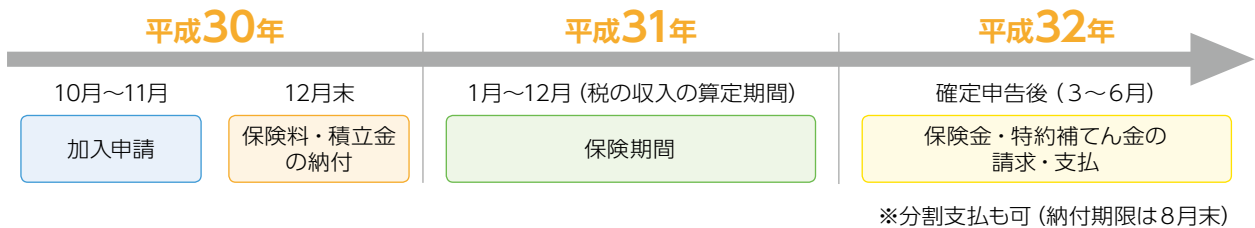
収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、**価格低下なども含めた収入減少を補償**する仕組みです。

収入保険があれば、**新しい作物の導入**や、**販路の拡大**などに取組みやすくなります。

収入保険の加入・支払のスケジュール（個人の場合のイメージ）

- 青色申告実績が1年以上ある農業者の場合、平成31年1月から、収入保険に加入できます。
- これから青色申告に取り組む場合は、平成30年3月15日までに、税務署に青色申告承認申請を行います。平成30年分の青色申告実績ができれば、平成32年1月から加入できます。

平成31年1月から加入する場合のイメージ



「現場の声」に応える収入保険制度!

現場の声① 集落営農でオペレーターを確保したい

オペレーターを雇っても、怪我や病気で収穫できないときはどうしよう?



怪我や病気による収入減少も補償の対象です。

ここは、キャベツの指定産地ではないので、野菜価格安定制度が使えない。キャベツの価格が下がったらどうしよう?



全ての農産物が対象で、価格低下も補てんします。

米は水稻共済に加入しているけど、3割も足切りがあり、補てんが出なくて、掛け捨てばかり。



足切りは1割で、損害がなければ、自動車保険と同じように、翌年の保険料率は下がります。

これなら安心してオペレーターに来てもらえるな!



僕もがんばります!

現場の声② 規模拡大して、販路や品目を多角化したい

ナラシ対策は、JAの取引価格を使っているのですが、JA以外の取引で価格低下した時はどうしよう？



農業者ごとの収入減少を補てんします。取引先はどこでも構いません。

契約取引用に保管していた米が、災害で倉庫が浸水して売り物にならなくなった時はどうしよう？



収穫後の保管中の事故による収入減少も対象です。

ルッコラやズッキーニは野菜価格安定制度の対象となっていないので、価格が下がった時はどうしよう？



全ての農産物が対象です。

もち加工品の取引がうまくいかなかった時はどうしよう？



精米、もちなどの加工品であっても、農業者が自ら生産した農産物を加工して、販売しているものは対象です。

これなら安心して規模拡大・多角化に取り組めるね！



現場の声③ 輸出や新規品目の導入に取り組みたい

輸出した時の為替変動で売上げが落ちたらどうしよう？



為替変動による収入減少も補償の対象です。

ブルーベリー、アボカドは、果樹共済の対象ではないので自然災害にあったらどうしよう？



全ての農産物が対象で、果樹共済の対象外の果樹も対象です。

新しい販売先が倒産したらどうしよう？



他に売り先が見つからず、収入が減少した場合も補償の対象です。

これなら思い切って輸出などに取り組めるぞ！



今後の農業の展望と 農業経営収入保険の 実施等について

NOSA I全国 契約講師 小林 重人

はじめに

平成29年7月九州北部豪雨、同29年台風18号、一昨年の地震等の災害により被災された皆様に心からお見舞いを致しますとともに、これらの災害対策に当たられた方々に感謝を申し上げます。

日本の農業をもっと強く 農業競争力強化プログラム

我が国の食市場は、今後、高齢化の進行や人口減少の本格化により縮小に向かう可能性がある一方、世界の食市場は、人口の増大や各国の経済成長等に伴い、今後とも拡大が続くと見込まれます。このような中、我が国の農業の持続的発展、農業者の所得の向上と農村の振興を実現していくには、平成27年3月に閣議決定された食料・農業・農村基本計画に示されたとおり、農地の集積・集約化、輸出・六次産業化等の

実施等について

農業者が行う取組に対する支援等を通じ、農業の競争力強化を図り、国内外の需要の取り込みを進めることが必要です。このような、一層の農業の成長産業化に向けた改革を実行していくため、平成28年11月に、農業者が自由に経営展開できる環境を整備するとともに、農業者の努力では解決できない構造的な問題を解決していくことが必要であることから、生産資材価格の引下げ、農産物の流通・加工の構造改革、収入保険制度の導入、土地改良制度の見直し、生乳の改革等、13項目の新たな農政の改革方向が盛り込まれた「農業競争力強化プログラム」が取りまとめられました。

これら改革の具体化のための法整備、制度の運用改善、民間事業者の自主的な取組の支援を着実に実行するため、第九十三回通常国会において、「農業競争力強化支援法（平成29年5月12日成立・8月1日施行）」、「農業災害補償法の一部を改正する法律案（6月16日成立）」等の8法案が提出され成立しました。

また、平成29年6月9日に閣議決定された「未来投資戦略2017 攻めの農林水産業の展開」における成果目標は、今後10年間（2023年まで）で、

①全農地面積の8割が担い手によって利用される（2016年度末・54%）

②資材・流通面等での産業界の努力も反映して担い手のコメの生産コストを2011年全年平均比4割削減する
（2011年産・60kg当たり16,001円）

※2015年産の担い手のコメの生産コスト

個別経営…同11,397円（29%減）
組織法人経営…同11,996円（25%減）

③法人経営体数を5万人人とする
（2016年…20,800法人）

④農林水産物・食品の輸出額1兆円を達成する
（2016年…7,500億）

とされています。

農業経営収入保険の実施に向けて 農業共済制度の変遷等

戦後間もなくの昭和22年に、それまでの家畜保険法（昭和4年）と農業保険法（昭和13年）を統合し、内容を充実させた農業災害補償法が公布されました。当時の農政の最重要課題は、①国民食糧の確保（食糧の増産）、②農地改革により創設された自作農の維持（小作農への転落防止）でありました。

農業災害補償法は施行後、様々な農事情の変化や農政の見直し方向に即して幾多の改正を経て今日に至っています。その主なものは、昭和38年の農作物共済を中心とする改正、同41年の家畜共済の改正、同47年の果樹共済の本格実施のための改正、同53年の畑作物共済及び園芸施設共済の本格実施のための改正、農業者の要望に基づく共済目的の追加等主な改正は約20回に及んでいます。

農業競争力強化プログラムから 農業保険法へ

農業競争力強化プログラムにおいて、自由な経営判断に基づき経営の発展に取り組む農業経営者のセーフティネットとして、品目の枠にとらわれずに、農業経営者ごとの自然災害による収量減少だけでなく、価格低下等も含めて販売収入全体を見て総合的に対応し得る収入保険制度の導入について取りまとめられたことを受けて、農業災害補償法を全面的に改正し、農業経営収入保険の創設と既存の農作物共済を始めとする全ての農業共済事業の見直しを行うため、「農業災害補償法の一部を改正する法律案」が国会に提出され審議・可決の後、平成29年6月23日法律第七十四号として公布され、施行は、原則、平成30年4月1日からとされています。収入保険制度の仕組

み、農業共済事業の見直し概要については次のとおり全ての共済事業にわたっています。

■収入保険制度の仕組みの概要

- ① 青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象
- ② 農業者ごとの過去5年間の平均収入を基本として基準収入を設定
- ③ 当年収入が基準収入の9割（補償限度額）を下回った場合に、下回った額の9割（支払率）について、「掛捨ての保険方式（保険金 必須加入）」と「掛捨てとならない積立方式（特約補填金 任意加入）」の組合せで補填

■農業共済事業の見直しの概要

- ① 農業をめぐる諸情勢の変化を踏まえ、農作物共済について、当然加入方式を廃止し、任意加入方式に移行（平成31年産麦から適用）
- ② 農業者が補償内容を選択できるよう、家畜共済を死傷共済と病傷共済に分離（平成31年1月1日以後に共済責任が始まるものから適用）
- ③ 農業者負担の公平化に資するよう、共済掛金率を危険段階別に設定する方式を義務化（②の適用時期と同じ）
- ④ 農作物共済及び大豆の一筆方式並びに果樹共済の樹園地単位方式及び特定危険方式は、原則、平成33年産までで廃止
- ⑤ 園芸施設共済は、被覆の有無にかかわらず、原則1年間を共済責任期間

これらを実施するため、平成30年度予算概算要求は、農業経営収入保険実施のため、総額531億円（注1）。また、農業共済事業関係予算として総額870億円（注2）となっています。

【注1】

農業経営収入保険料国庫負担金62億円（保険料の二分の一を国庫負担）、農業経営収入保険特約補填金造成費交付金457億円（積立方式について、農業者が積み立てる積立金の3倍に相当する金額を国庫が交付）、農業経営収入保険事業事務費負担金13億円（収入保険制度の事業運営に係る基幹的経費（人件費、旅費等）の二分の一以内を国庫負担）

〔注〕：農業経営収入保険のみ加入する場合は、農業者の実質負担は、保険金額の1%程度の見込。

【注2】

共済掛金国庫負担金501億円、
農業共済事業国庫負担金364億円

「農業共済団体に
求められているもの」

30年度予算概算要求における農業経営収入保険の加入見込み数は、農業所得の青色申告者42万人のうち約10万人を目標とし、攻めの農林水産業の展開における成果目標の達成に資することとしています。また、農業者の経営上のリスク管理は、自己責任を求めています。

大分県は、全国的に見れば自然災害発生リスクの低い地域ですが、平成3年の台風19号、平成11年の台風18号、平成26年の大雪等の災害が発生しています。また、地球温暖化、経済のグローバル化等に伴い、過去の経験則では想定できないような事態の発生も懸念されます。

農業共済組織はこれまでも、農業災害対策の基幹的セーフティネットである農業共済事業を担ってきました。今後は、これに加え、農業経営収入保険の実施担当者として、農業共済加入者に加え、今まで共済事業となじみの薄かった野菜栽培、花卉・花木栽培者等広く農業者が経営方針を立てる際に経営上のリスクの軽減等のために適切な助言を行うことが強く求められることとなります。このため、より一層の農業者との接点、関係団体との関係強化が求められています。

「余談として」

平成5年災害対策時に、財政当局と再保険金支払い財源の必要額、農業者に無理なく今後共済掛金の負担を願うにはどのようなのが最善の方策かを議論していたとき、隣の部屋から食糧庁長官と主計官との話し声が聞こえてきました。長官曰く「米の緊急輸入により、食糧特会には多額の差益金が入る。これは、今回の災害を受けた

農業者のために活用すべきである。農業共済団体ほどまじめで、農業者のために働く団体はない。これを通じて行えば間違いない」とのことでした。このような視点があることを胸に今後の事業推進に当たりましょう。



〈プロフィール〉
こばやし しげと
小林 重人
元：農林水産省保険課勤務（農業委員会、数理解析、農作物共済及び企画調査班、首席農業保険検査官等を担当）
現：長野県佐久市在住・百姓



おかげさまで 70周年を迎えました。

農業災害補償制度70周年記念事業 感謝米体験を開催！

NOSA I おおいたでは、毎年、役職員協力のもと地域への感謝の思いを込め、大分県産新米を「感謝米」と名づけ大分県社会福祉協議会を通じて県内児童養護施設に寄贈しています。

この度、制度施行70周年の記念に、児童養護施設の児童の皆さんに、大分県の「豊かな実り」とお米の「ありがたみ」を知っていただきたいと、農業体験を企画しました。開催にあたり、大分市の農事組合法人丹川様（組合長・工藤廣行さん）にご協力いただき、収穫したお米360kgを、毎年贈呈している新米1トンに加えて各児童養護施設にお届けしました。



活動報告

6月24日に開催した田植え体験では、朝から小雨が降る中、県内から6施設、計20名の児童の皆さんが集まりました。開会式を終えると幸いなことに雨も止み、無事に体験を行うことができました。稲刈り体験は収穫期に雨が続いたため中止となりましたが、児童の皆さんが一生懸命に手植えたお米は丹川さんとNOSA I職員で収穫しました。

ご協力いただきました皆様に改めてお礼申し上げます。

- | | |
|--------|--|
| 〈主催〉 | 大分県農業共済組合 |
| 〈協賛〉 | 農事組合法人 丹川
大分県児童養護施設協議会
大分県社会福祉協議会 |
| 〈参加施設〉 | 光の園（別府市）
栄光園（別府市）
小百合ホーム（大分市）
清浄園（中津市）
聖ヨゼフ寮（中津市）
鷹巣学園（玖珠町） |



（農）丹川の工藤廣行組合長「日本人の体には米が一番」と子供たちに。



大分県児童養護施設協議会の松永忠会長にも田植えに参加していただきました！



職員も一緒に田植え体験！
なかなか田んぼに入れない子もい
ましたが、いったん入ると皆さん
上手に手植えしていました。



「えいっ！」と声を合わせ記念看板も設置！

収穫期の長雨で稲刈り体験は残念
ながら中止に…、後日、職員で体
験箇所を手刈りしました。



10月13日、感謝米の贈呈式が行われ、
収穫したお米を各施設にお届けしました。
写真：阿部順治組合長理事（左）と
県社会福祉協議会の高橋勉会長

丹川さんの6条刈りコンバインで、あつ
という間に収穫してしまいました。



豊年
満作
六年、緒形清乃

小6年
緒形 清乃さん

豊年
満作
五年、斎藤凜

小5年
斎藤 凜さん

自然の恵み
三年、亀井優理子

中3年
亀井 優理子さん

自然の恵み
三年、石田千賀

中3年
石田 千賀さん

松本真侑さん、有馬瑠来さん、栗林美月さん、
吉野心彩さん、大友菜愛さん、塩月小絵さん、
高橋美朴さん、森絢音さん、坂田大輝さん、
小4年
平野温大さん、大塚咲季さん、小原璃子さん、
岩井陽依さん、安西玲香さん、衛藤大輝さん、
伊達由基さん、次森光汰さん

2部 (小学5・6年生の部)

小5年 木戸尚遊さん、福田あおいさん、上野莉央さん、
安倍静さん、高橋希和さん、福山友菜さん、
黒田万智さん、甲斐由真さん、
小6年 小名川詩乃さん、佐々木優羽さん、水上太晴さん、
笹森一瑳さん、川元春奈さん、伊藤奈那さん、
大目梨加さん、今富凜音さん、茅野花歩さん、
甲斐日菜さん、大友優雅さん、永井里歩さん

3部 (中学生の部)

中1年 西木場優海さん、牧絵里加さん、高野琉音さん
中2年 菊池瑛斗さん、八尋梨穂さん
中3年 梅木なるみさん、谷口智哉さん、鴛田朋美さん、
橋迫凜さん、阿南ひかりさん

審査・協力

特定非営利活動法人 大分県書写書道指導者連合会
会長 杓寄 典孝 様

作品応募団体

今井南艸書道会 (大分市)、岡田豊友書道教室 (大分市)、皓白
書道教室 (大分市)、ふちの書道教室 (大分市)、三代書道教室 (大
分市)、玄眞書道楽舎 (大分市)、吉岡書道教室 (大分市)、土谷
書道教室 (別府市)、薬師寺書写書道教室 (別府市)、安波書道
教室 (別府市)、屋田書道教室 (別府市)、上本書道教室 (中津市)、
大島教室 (豊後高田市)、泰瀟書道館 (国東市)、石丸教室 (国東
市)、安倍書道教室 (杵築市)、茅野紫楓書道教室 (佐伯市)、そ
の他個人

収入保険がはじまります！

✓ **新しく導入される収入保険では、
保険料の掛金率は1%程度で、農家ごとの平均収入
の8割以上の収入が確保されます！**

(これまでの農業共済は、品目が限定され、価格低下による収入減は対象外でした。)

*掛金率は、現時点の試算です。損害が発生しなかった場合は、翌年の保険料が下がります。

✓ **米、野菜、果樹、花、たばこ、茶、しいたけ、
はちみつなど、農産物ならどんな品目でも対象に
なります！**

*マルキン等の対象である肉用牛、肉用子牛、肉豚及び鶏卵は、対象外です。

✓ 収入保険に加入するために必要な青色申告は、簡易な方式でよく、1年の実績があれば加入できます。
新規就農者でも加入することができます。

✓ 収入保険は、平成31年からスタートします。加入条件や補償内容など詳しいことは、

大分県農業共済組合にお問い合わせください。

☎ 097-544-8110 mail: syunyuoken@nosai-oita.jp



農業 収入保険

検索

公式サイトでは様々な情報を公開中！

詳しくは8ページへ

